

蒲郡市商業団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市商業団体等事業費補助金（以下「補助金」という。）は、中小商業及びサービス業の振興を図るため、商業団体等が実施する事業に要する経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる団体は、商業・サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体及びその他業界の指導的な立場にあつて市長が適当と認める団体とする。

2 前項に掲げる団体は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 営利を目的としないこと（協業組合を除く。）。
- (2) 代表者又は役員の設定のあること。
- (3) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (4) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助率は、別表第1及び別表第2に掲げるもので、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助の対象として市長が認める経費に対して補助金を交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

2 前項に掲げる事業において、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 一部少数団体員の利益となるもの
- (2) 既に借用している施設又は他に使用されている施設を買収するもの
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に抵触するもの
- (4) 補助対象事業費の総額が30万円未満のもの
- (5) 単なる修理をするもの
- (6) 同一年度において、市の他の補助の対象となったもの

- (7) 同一年度において、中小企業高度化資金の対象となったもの
- (8) 市の補助又は中小企業高度化資金の対象となった施設で5年を経ないで新設又は3年を経ないで改造しようとする施設
(経費の流用の禁止)

第4条 別表第1及び別表第2の「事業区分」欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする団体は、次に掲げる申請書により、事業開始前又は空き店舗活用事業にあつては12月25日までに、その他の事業にあつては6月30日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請期日については、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 商業団体等事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 街路灯等電灯料補助金交付申請書(第2号様式)
- (3) 共同駐車場借地料補助金交付申請書(第3号様式)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは内容審査の上、交付を決定し、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対して、速やかに商業団体等事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、商業団体等補助事業計画変更承認申請書(第5号様式)、街路灯等電灯料補助事業計画変更承認申請書(第6号様式)又は共同駐車場借地料補助事業計画変更承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める事項については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であつて、当該経費の2

0パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。
- 3 補助事業の変更申請が交付決定の以前であって、第5条に規定する交付申請後の場合は、第1項の規定にかかわらず変更後の事業計画に基づく交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、商業団体等補助事業廃止（中止）承認申請書（第8号様式）、街路灯等電灯料補助事業廃止（中止）承認申請書（第9号様式）又は共同駐車場借地料補助事業廃止（中止）承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業の中止又は廃止の時期が、交付決定の以前である場合には、当該申請書の受理をもって前項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

(補助事業の遂行等の命令)

第10条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までに執らないときは、第16条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業遅延報告書（第11号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(代表者等の変更届)

第12条 補助事業者が代表者を変更したときは、直ちに代表者変更届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が住所を変更したときは、直ちに住所変更届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者が組織変更した場合には、事業継承届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）は、商業団体等補助事業実績報告書（第14号様式）、街路灯等電灯料補助事業実績報告書（第15号様式）又は共同駐車場借地料補助事業実績報告書（第16号様式）により、補助事業の完了の日から30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告があったときは、内容審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、商業団体等事業費補助金確定通知書（第17号様式）により通知しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、補助事業者からの請求により補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消及び返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を受け、又は既に補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、商業団体等事業費補助金交付決定取消通知書（第18号様式）により通知するものとする。また、交付の決定を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(3) 第18条に規定する検査等に応じなかったとき。

(4) その他市長が不当と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物、機械、重要な器具その他の重要な財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して次に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 新築、改築又は増築の共同店舗及び立体駐車場 10年

(2) その他の共同施設 5年

2 補助事業者が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

3 補助事業者は、利子補給補助の対象となった商業団体共同駐車場を補助目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保（駐車場用地取得資金借入のために供する場合を除く。）に供させてはならない。ただし、あらかじめ市長が承認する場合及び補助金を受けて取得したのち10年を経過した場合はこの限りでない。

4 補助事業者は、共同駐車場借地料補助の対象となった商業団体共同駐車場を、補助目的以外に使用させてはならない。ただし、あらかじめ市長が承認する場合及び補助金を最初に受けた年度から3年を経過した場合はこの限りでない。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第19条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることがある。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市商業団体等事業費補助金交付要綱の規定による第1号様式から第3号様式まで及び第5号様式から第16号様式までの用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

補助対象事業及び補助率等

事業名	事業区分	補助対象となる経費		補助対象団体	補助率及び対象要件	補助限度額																									
共同施設事業	商店街魅力アップ施設	商店街の魅力アップを図る施設で以下に掲げる施設の整備に要する経費		商店街振興組合 商店街事業協同組合 TMO	補助対象経費の20%以内(愛知県の「げんき商店街推進事業」に採択された事業(以下「採択事業」という。)については3分の2以内) ※街路灯、アーチ、アーケードに係る経費においては、次に掲げる補助対象限度額か補助対象経費のいずれか低い額の20%以内(新設及び街路灯のLED化については40%以内)。ただし、採択事業については次に掲げる補助対象限度額か補助対象経費のいずれか低い額の3分の2以内とする。 1 LED街路灯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>1基当たり</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>頭部のみ</td> <td>1基当たり</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>球替え</td> <td>1基当たり</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table> (球替えについては、水銀灯からLED電球への切り替え時に限る。) 2 アーチ <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脚柱幅員1m当たり</td> <td>286,000円</td> </tr> </tbody> </table> 3 アーケード <table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>単位</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全蓋式</td> <td>建築面積1㎡当たり</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>片側式</td> <td>建築面積1㎡当たり</td> <td>86,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	補助対象限度額	新設	1基当たり	140,000円	頭部のみ	1基当たり	90,000円	球替え	1基当たり	24,000円	単位	補助対象限度額	脚柱幅員1m当たり	286,000円	型式	単位	補助対象限度額	全蓋式	建築面積1㎡当たり	120,000円	片側式	建築面積1㎡当たり	86,000円	1団体について 1,500万円
		区分	単位			補助対象限度額																									
		新設	1基当たり			140,000円																									
		頭部のみ	1基当たり			90,000円																									
		球替え	1基当たり			24,000円																									
		単位	補助対象限度額																												
		脚柱幅員1m当たり	286,000円																												
		型式	単位			補助対象限度額																									
		全蓋式	建築面積1㎡当たり			120,000円																									
	片側式	建築面積1㎡当たり	86,000円																												
街路灯	街路灯の整備に要する経費																														
アーチ	アーチの整備に要する経費																														
アーケード	アーケードの整備、既設アーケードの塗装工事に要する経費																														
カラー舗装	カラー舗装の整備に要する経費																														
防犯カメラ	防犯カメラの整備に要する経費																														
モニュメント	彫刻、噴水、時計塔、その他商店街を象徴する施設の整備に要する経費																														
遊園施設	ベンチ、テーブル、フラワーポット、花壇、灰皿、親水施設、ごみ箱の整備に要する経費																														
消費者サービス等施設	消費者サービス施設、商店街の買物情報等の情報提供施設、組合員の研修施設及び組合事務所の整備に要する経費(土地購入費及び組合事務所単独での整備を除く。)並びに固定式放送設備及び冷暖房設備の整備に要する経費																														
駐車場	顧客用(無料)駐車場のフェンス、塗装、照明、建物(立体駐車場)、自転車立て、自転車用屋根の整備に要する経費(土地購入費は除く。)		商店街振興組合 事業協同組合 TMO																												
共同店舗	共同店舗の整備に要する経費(土地購入費を除く。)及び冷暖房設備の整備に要する経費																														
情報化・合理化推進設備	共同POSシステム、OA機器等商業団体等の情報化・合理化を図る設備の整備に要する経費		商店街振興組合 事業協同組合 事業組合 TMO																												
エコロジー促進設備	空缶回収機、ペットボトル回収機、トレー溶融固化装置の整備に要する経費																														
空き店舗活用事業	コミュニティ活性化事業	コミュニティホール等に活用するための賃借料、改装に要する経費(土地購入費を除く。)		商店街振興組合 商店街事業協同組合 TMO	コミュニティ活性化事業及びチャレンジマート事業にあつては、改装費については、対象経費の20%以内、賃借料については、1/3以内(採択事業については、改装費、賃借料ともに対象経費の3分の2以内)とする。 チャレンジマート事業にあつては、商業団体等が出店者に対し改装費及び賃借料の助成を行った場合は、助成額の100%とする。(当分の間、モデル地区として蒲郡商店街振興組合のみを対象とする) 補助対象となる期間は、1店舗につき、空き店舗活用事業の場合は5年以内、チャレンジマート事業の場合は1年以内とする。 商店街共創事業にあつては、改装費、賃借料、店舗運営に係る検討会等費ともに補助対象経費の40%以内(採択事業については、補助対象経費の3分の2以内)とし、補助対象となる期間は3年以内とする。	1団体について 賃借料は75万円 改装費は200万円 商業団体等が出店者に助成をする場合、1出店者につき賃借料及び改装費併せて50万円																									
	チャレンジマート事業	不足業種等の誘致のための賃借料、改装に要する経費(土地購入費を除く。)																													
	インターンシップ事業	商店街インターンシップ事業を実施するための賃借料、改装に要する経費(土地購入費を除く。)及び店舗の運営に係る検討会等(委員会、指導、調査、先進地視察、広報普及費等)に要する経費				1団体について 賃借料は90万円 改装費は400万円 検討会議費は40万円																									
	地域新産業発掘事業	商店街地域新事業により作られた計画に基づき実施する事業のための賃借料、改装に要する経費(土地購入費を除く。)																													

事業名	事業区分	補助対象となる経費		補助対象団体	補助率及び対象要件	補助限度額			
共同事業	人材育成事業	構成員のために行う人材養成に関する事業で、以下に掲げる事業に要する経費		商店街振興組合 事業協同組合 商工組合(商業組合) 協業組合 公益法人を始めとする各種準拠法人 TMO 商店街の連合組合	補助対象経費の20%以内(採択事業については、補助対象経費の3分の2以内)	1団体について 750万円 (ただし、ホームページ作成費については、 1団体20万円)			
		講習会・講演会・研修会・研究会	会場借上に要する経費(マイク使用料、装飾費等を含む。) 講師の謝金に要する経費(旅費を含む。) テキスト印刷費、その他講習会等に直接必要な教材に要する経費 茶菓代 研修・研究の一部として行われる視察等に要する経費 宣伝用ポスター、募集案内・案内状等宣伝用印刷物に要する経費 研究報告書等成果物の作成に要する経費						
		競技会・表彰	会場借上に要する経費(マイク使用料、装飾費等を含む。) 審査員の謝金に要する経費(旅費を含む。) 賞状の作成に要する経費 楯、カップ、額縁、トロフィー等受賞者の記念品に要する経費 宣伝用ポスター、募集案内、案内状、出品者名簿等、印刷に要する経費						
	販促活性化事業	販促活性化に関する事業で、以下に掲げる事業に要する経費					会場借上に要する経費(マイク使用料、装飾費等を含む。) 小間設営、会場装飾、マネキン人形借上、搬入・搬出に要する経費 宣伝用ポスター、出品者名簿、募集案内・案内状等、印刷に要する経費 新聞・ラジオ・テレビ宣伝等広告に要する経費(企画費を含む。)		
		展示会・見本市	会場借上に要する経費(マイク使用料、装飾費等を含む。) 小間設営、会場装飾、マネキン人形借上、搬入・搬出に要する経費 宣伝用ポスター、出品者名簿、募集案内・案内状等、印刷に要する経費 新聞・ラジオ・テレビ宣伝等広告に要する経費(企画費を含む。)						
		調査・情報提供	機関紙、情報紙、調査報告書、見本帳作成に要する経費(外国見本帳の購入費を含む。) 機関紙、情報紙、調査報告書の原稿及び調査委託に要する経費 郵送に要する経費 通訳・翻訳に要する経費 ホームページ作成委託に要する経費(内容更新を除く。)						
		催事・共同宣伝	地域の祭り及び共同大売出しに要する経費で、以下に掲げる経費 共同装飾や、装飾品の搬入・搬出に要する経費 会場借上に要する経費(マイク使用料を含む。) 宣伝用ポスター、パンフレット等の宣伝用印刷物に要する経費 タレント等への謝金に要する経費(旅費を含む。) 新聞・ラジオ・テレビ宣伝等広告に要する経費 各種イベントに係る企画、物品のリース並びに消耗品等に要する経費						
	エコロジー推進事業	エコロジー促進	再利用可能な資源の回収に要する経費(ただし、法律等により回収が義務付けられているものは除く。) 資源の再利用を促進するためのポスター、ステッカー、ポイントカード等に要する経費 省資源を促進するために消費者へ配布する反復使用に耐えうる買い物袋等の作成に要する経費						
	産業保安事業 (保安団体に限る)	産業保安	防毒衣、耐熱衣、安全靴、ゴム手袋、防爆灯、救急箱、空気呼吸器等防災器具購入に要する経費 保安調査員への手当に要する経費(手当に限る。)						

別表第2（第3条関係）

事業名 (事業区分)	対象団体	補助対象となる経費	補助対象要件		補助率及び補助限度額
街路灯等 電灯料 補助事業	商業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする団体が要綱第2条第2項各号の要件を備えるもの	第5条に規定する交付申請を行う年度の前年度の1月分から12月分までの街路灯等の電灯料で、その支払いが団体の経理を通じて処理されている電灯料とする。	団体が設置した街路灯等で維持管理するもの。		1 LEDのものは、年間支払電灯料の70%以内。 2 水銀灯のものは、補助対象期間に応じ次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 令和4年1月から令和4年12月までは年間支払電灯料の50%以内。 (2) 令和5年1月から令和5年12月までは年間支払電灯料の20%以内。 (3) 令和6年1月以降は補助対象外とする。
共同駐車場 借地料 補助事業	次の各号のいずれかに該当する団体 1 商店街振興組合 2 商店街を地区とし、その地区内の中小小売商業、サービス業者の原則として2分の1以上、かつ10人以上で構成された事業協同組合 3 原則として10人以上の中小小売商業、サービス業者で構成された共同店舗の事業協同組合 4 前年度において、当該借地料補助を受けた団体	4月1日から翌年3月31日までに支払う共同駐車場及び自転車駐車場の借地料又は賃借料とする。	団体が、借地により4月1日から翌年3月31日までに設置し、かつ、駐車場として整備利用されるもの及び駐車場として既に整備され、借地契約期間が3年以上のもので右欄の1～4の要件を備えるもの。 ただし、当該借地共同駐車場について共同施設補助を受ける場合は、5年以上とする。 また、団体が駐車場の一部を賃借し、4月1日から翌年3月31日までに利用し、賃借契約期間が3年以上で右欄の1～3の要件を備えるもの。	1 主として顧客が無料で利用するもの 2 自動車駐車台数5台以上の駐車場 3 当該駐車場入口にその利用方法等を明確に表示するもの 4 当該団体が維持及び運営管理するもの	1 補助対象となる期間が1年目から5年目のものについては、年間支払借地料の40%以内で、70万円を限度とする。 2 補助対象となる期間が6年目以降のものについては、年間支払借地料の20%以内で、35万円を限度とする。

年度商業団体等事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
 団体名
 代表者職氏名
 事務担当者名
 連絡電話 局 番

年度において、下記事業を実施するについて、商業団体等事業費補助金の交付を受けたいので、要綱第5条により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 千円
 2 補助金を受けて実施しようとする施設又は事業

施設又は事業の名称	数	量	単 価	金 額	備 考
			円	円	
計					

- 3 消費税及び地方消費税の課税方法（免税事業者・簡易課税事業者・課税事業者）

（添付書類）

- (1) 事業計画書（第19号様式、第20号様式、第21号様式）
 (2) 収支予算書（第22号様式）
 (3) 役員名簿（役員の職氏名、住所、屋号及び電話番号を記入したもの。）
 (4) 団体の概要（第23号様式）
 (5) 任意団体にあつては規約、会則等

なお、前年度から継続して申請を行っている団体にあつては、内容に変更がない場合に限り、規約、会則等を省略することができるが、その場合には前回提出年度を明示すること。

前 回 提 出 年 度	年 度
-------------	-----

- (6) 空き店舗の改装工事及び共同施設事業にあつては以下の書類

- ア 見積書（写）
 イ 図面、配置図、工事前の写真及びカタログ（もしくは仕様書及び図面）のうち、該当するもの。
 ウ 建物、アーケード及びアーチ（4mを超えるもの）等にあつて必要とされる場合はその建築確認通知書（写）。ただし、申請時に建築確認通知書がない場合には、通知がされ次第、速やかに提出すること。
 エ 街路灯、アーチ及びアーケード等については道路占用許可証（写）。ただし、申請時に道路占用許可がなされていない場合には、許可がされ次第、速やかに提出すること。
 オ 私有地を利用する場合に必要な場合は地主承諾書（写）、借家を利用する場合に必要な場合は家主承諾書（写）。

（記載上の注意）

- 1 申請者の所在地、団体名欄の記入について
 所在地は独立の事務所を持っているときは、その番地を、その他は番地及び会長宅内、又は〇〇市役所内等記入のこと。
 2 補助金交付申請額の記入について
 補助金交付申請額は補助の対象となる経費の事業区分ごとに補助率を乗じた額以下であり、かつ、1,000円未満の金額は切り捨てること。
 3 施設又は事業の名称について
 (1) 共同施設については、商店街魅力アップ施設、共同店舗等と記入のこと。
 (2) 共同事業については、販促活性化事業、人材養成事業等と記入のこと。

第2号様式（第5条関係）

年度街路灯等電灯料補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

事務担当者名

（ 連 絡 電 話 局 番 ）

年度において街路灯等電灯料補助金の交付を受けたいので、要綱第5条により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 千円

（添付書類）

- 1 補助予定一覧表（第24号様式）
- 2 当該事業に関する収支予算書
- 3 役員名簿
- 4 定款又は規約等
- 5 街路灯配置図

第3号様式（第5条関係）

年度共同駐車場
借地料補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
〔 事務担当者名
連絡電話 局 番 〕

年度において、共同駐車場借地料補助金の交付を受けたいので、要綱第5条により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 千円

（添付書類）

- 1 補助予定一覧表（第25号様式）
- 2 共同駐車場設置事業計画一覧表（第26号様式）
- 3 借地（賃借）契約書の写
- 4 駐車場管理運営規定
- 5 当該補助事業に関する収支予算書

商業団体等事業費補助金交付決定通知書

蒲 第 号

住所

氏名

年 月 日付で申請のありました商業団体等事業費補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

蒲郡市長



記

交付決定額

円

交付の条件

- 1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助金を補助事業以外の目的、用途に使用しないこと。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

年度商業団体等補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

（ 事務担当者名
連 絡 電 話 局 番 ）

年 月 日付け{ 蒲 第 号で交付決定のあり }ました

年度商業団体等補助事業を下記のとおり変更したいので、要綱第8条により申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 千円
2 変更しようとする施設又は事業名

施設又は事業の名称	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
計				

- 3 変更の理由（具体的に記入のこと）

（添付書類）

(1) 計画変更に伴う事業計画書（第27号様式、第28号様式、第29号様式）

(2) // 収支予算書（第30号様式）

(3) 空き店舗の改装工事及び共同施設事業にあっては以下の書類

ア 見積書（写）

イ 図面、配置図、工事前の写真及びカタログ（もしくは仕様書及び図面）のうち、該当するもの。

ウ 建物、アーケード及びアーチ（4mを超えるもの）等において必要とされる場合はその建築確認通知書（写）。ただし、申請時に建築確認通知書がない場合には、通知がされ次第、速やかに提出すること。

エ 街路灯、アーチ及びアーケード等については道路占用許可証（写）。ただし、申請時に道路占用許可がなされていない場合は、許可がされ次第、速やかに提出すること。

オ 私有地を利用する場合で必要な場合は地主承諾書（写）、借家を利用する場合で必要な場合は家主承諾書（写）。

第6号様式（第8条関係）

年度街路灯等電灯料
補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
〔 事務担当者名
連絡電話 局 番 〕

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度街路
灯等電灯料補助事業を下記のとおり変更したいので要綱第8条により申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 千円
- 2 変更の理由（具体的に記入のこと。）
- 3 変更後の補助予定一覧表（変更する団体について新旧対比して記載すること。）

第7号様式（第8条関係）

年度共同駐車場借地料
補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
〔 事務担当者名
連絡電話 局 番 〕

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度共同
駐車場借地料補助事業を下記のとおり変更したいので要綱第8条により申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 千円
- 2 変更の理由（具体的に記入のこと。）
- 3 変更後の補助予定一覧表（変更する団体について新旧対比して記載すること。）
- 4 共同駐車場設置事業計画一覧表（変更する団体について新旧対比して記載すること。）

第8号様式（第9条関係）

年度商業団体等補助事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

事務担当者名

連絡電話

局

番

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました
条により申請します。

年度商業団体等補助事業を下記により廃止（中止）したいので要綱第9

記

- 1 廃止（中止）しようとする施設又は事業名
- 2 廃止（中止）する理由（具体的に記入のこと）
- 3 その他必要な事項

第9号様式（第9条関係）

年度街路灯等電灯料
補助事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
〔 事務担当者名
連絡電話 局 番 〕

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度街路灯等電
灯料補助事業を下記により廃止（中止）したいので要綱第9条により申請します。

記

1 廃止（中止）する理由

2 その他必要な事項

第10号様式（第9条関係）

年度共同駐車場借地料
補助事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

{ 事務担当者名
連絡電話 局 番 }

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度共同
駐車場借地料補助事業を下記により廃止（中止）したいので要綱第9条により申請します。

記

1 廃止（中止）する理由

2 その他必要な事項

第11号様式（第11条関係）

年度商業団体等補助事業遅延報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

事務担当者名
連絡電話 局 番

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました
綱第11条により報告します。

年度商業団体等補助事業の実施時期が、下記のとおり遅延しますので要

記

- 1 補助事業名
- 2 遅延する理由
- 3 遅延後の実施予定時期

着工（又は開始） 年 月 日

完了 年 月 日

第12号様式（第12条関係）

代 表 者 （ 住 所 ） 変 更 届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
事務担当者名
連 絡 電 話 局 番

このたび下記のとおり代表者（住所）を変更しましたので要綱第12条によりお届けします。

記

- 1 変 更 年 月 日 年 月 日
- 2 新代表者職氏名（新住所）
旧代表者職氏名（旧住所）
- 3 変 更 の 理 由

第13号様式（第12条関係）

年度商業団体等補助事業継承届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（新団体）所在地

団体名

代表者職氏名

事務担当者名

連絡電話

局

番

年 月 日付けで 年度商業団体事業費補助金交付申請をいたしました。下記のとおり組織変更し補助事業を継承いたしましたので要綱第12条によりお届けします。

記

1 旧団体名

2 新団体の概要

団 体 名		連 絡 電 話	
所 在 地		地 区 の 範 囲	
代 表 者 職 氏 名		団 体 員 数	名（商業 名、サービス業 名、その他 名）
事 務 担 当 者 名		設 立 年 月 日	

3 継承施設

施設名	構造型式	数量	設置(予定)年月日	備考
(1) (施設名)				
(2) (施設名)				

4 継承事業

施設名	事業期間(又は実施(予定)年月日)	実施場所	備考
(1) (事業名)			
(2) (事業名)			

(添付書類)

- 1 新団体の登記簿謄本
- 2 新団体の役員名簿(役員の職氏名、住所、屋号及び電話番号を記入したもの。)

第14号様式（第13条関係）

年度商業団体等補助事業実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
事務担当者名
連絡電話 局 番

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度商業団体等補助事業を完了したので要綱第13条により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 千円
- 2 補助金交付の対象となった施設又は事業

施設又は事業の名称	数	量	単 価	金 額	備 考
			円	円	
計					

- (添付書類) (1) 補助事業実績書 (第31号様式、第32号様式、第33号様式)
(2) 収支精算書 (第34号様式)
(3) 共同施設事業及び空き店舗活用事業にあつては補助対象となった経費の支払領収書 (写)
(4) 共同施設事業及び空き店舗活用事業にあつては契約書(写)及びその設置後の写真
(記載上の注意) 支払領収書 (写) は補助対象科目の精算額全部とする。

第15号様式（第13条関係）

年度街路灯等電灯料
補助事業実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
〔 事務担当者名
連絡電話 局 番 〕

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度街路灯等電灯
補助事業を完了したので、要綱第13条により報告します。

(添付書類)

- 1 補助金交付一覧表（第35号様式）
- 2 補助事業に関する収支決算見込書
- 3 当該年度において団体の支払った電灯料の領収書の写

第16号様式（第13条関係）

年度共同駐車場借地料
補助事業実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地
団体名
代表者職氏名
〔 事務担当者名
連絡電話 局 番 〕

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました 年度共同駐車場借
地料補助事業を完了したので、要綱第13条により報告します。

（添付書類）

- 1 補助金交付一覧表（第36号様式）
- 2 共同駐車場設置事業実績一覧表（第37号様式）
- 3 共同駐車場の設置後の写真
- 4 当該補助事業に関する収支決算見込書
- 5 共同駐車場借地料の支払領収書

第17号様式（第14条関係）

商業団体等事業費補助金確定通知書

蒲 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで実績報告のあった商業団体等事業費補助金については、
下記のとおり補助金の額を確定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

補助金の確定額

円

商業団体等事業費補助金交付決定取消通知書

蒲 第 号

住所

氏名

年 月 日付で蒲 第 号の商業団体等事業費補助金に係る
交付決定については、下記のとおり取り消します。

年 月 日

蒲郡市長



記

1 取消しの理由

2 取消しの内容

事業計画書

（共同施設事業、空き店舗活用事業）

施設名	<hr/>
(1) 工事期間	着工（予定） 年 月 日
	完了（予定） 年 月 日
(2) 設置場所	
(3) 契約（予定）年月日	年 月 日
(4) 工事許可年月日	年 月 日
(5) 施設の必要性	

事業計画書

（共同事業）

<p>事業名</p> <p>(1) 実施（予定）年月日</p> <p>(2) 実施（予定）場所</p> <p>(3) 実施の具体的内容</p> <p>(4) 事業効果等</p>	<hr/> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>事業名</p> <p>(1) 実施（予定）年月日</p> <p>(2) 実施（予定）場所</p> <p>(3) 実施の具体的内容</p> <p>(4) 事業効果等</p>	<hr/> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>

事業計画書

（空き店舗活用事業）

事業名 (1) 賃貸契約年月日 (2) 賃貸場所 (3) 賃貸面積 (4) 賃貸契約の相手方 (5) 賃借期間 (6) 使用用途 (7) 事業の必要性	(予定) 年 月 日 年 月 日から 年 月 日
--	---

（記載上の注意）

空き店舗活用施設ごとに別々に作成のこと。

収 支 予 算 書

収 入 の 部

収 入 科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
自 己 資 金 会 費 臨 時 会 費 負 担 金 積 立 金 そ の 他 補 助 金 県 費 補 助 金 市 費 補 助 金 そ の 他 補 助 金 借 入 金 寄 付 金 その他の収入金 広 告 料 収 入 事 業 収 入 雑 収 入	円 () () () () () () () () () () () ()	
計		

支 出 の 部

支 出 科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
	円	
計		

(記載上の注意)

- 1 収支予算書は、共同施設の場合と共同事業の場合と空き店舗活用事業の場合と別々に作成すること。
- 2 特に積算の基礎は科目ごとに具体的に記入すること。

補助予定一覧表

(1) 街路灯

種類	ワット数	基数	年間支払 予定電灯料	申請額	前年度実績	備考
	W	基	円	円	円	
合計		基	円	円	円	

(2) アーチ

	基数	年間支払 予定電灯料	申請額	前年度実績	備考
	基	円	円	円	
合計	基	円	円	円	

(3) アーケード

	面積	年間支払 予定電灯料	申請額	前年度実績	備考
	m ²	円	円	円	
合計	m ²	円	円	円	

(記載上の注意)

- 1 街路灯は区分されたワット容量ごとにまとめてその小計を記入すること。
- 2 年間支払電灯料は本年度の支払予定額を記入すること。
- 3 申請額は千円未満切捨てとし、ワット容量が複数ある場合はその合計の申請額を千円未満切捨てとすること。
- 4 前年度の年間支払電灯料について、年度途中で設置されたものは実績月平均の12ヶ月分とすること。

第25号様式（第5条関係）

補 助 予 定 一 覧 表

地 区	地区内の中小商業 サービス業者の数	組合員数	年間支払 予定借地料	左の %	補助申請額	備 考
	名	名	円	円	円	

（記載上の注意）

「備考」には借地（賃借）契約締結日、借地料（賃借料）の算定基準等参考事項を記入すること。

借地共同駐車場設置事業計画一覧表

設置場所	工事期間	賃借（借地） （予定）年月日	借地（賃借） 面積	収容台数	構造及び 附属設備	借地（賃借） 契約の相手方	借地（賃借）期間	備 考
				台				

（記載上の注意）

- 1 「設置場所」については、附近の見取図及び駐車場の図面を添付すること。
- 2 「借地（賃借）契約の相手方」が複数あるときはすべて記入すること。
- 3 「備考」には契約更新の有無等、参考事項を記入すること。

第28号様式（第8条関係）

計画変更に伴う事業計画書

（空き店舗活用事業）

区 分	当 初 計 画	計 画 変 更
事業名 (1) 賃借契約年月日 (2) 賃借場所 (3) 賃借面積 (4) 賃借契約の相手方 (5) 賃借期間 (6) 使用用途 (7) 事業の必要性 (8) 変更の理由		

計画変更に伴う事業計画書

（共同施設事業、空き店舗活用事業）

区 分	当 初 計 画	計 画 変 更
1 施設名 (1)工 事 期 間 (2)設 置 場 所 (3)契約（予定）年日 (4)工事許可年月日 (5)施 設 の 内 容 (6)施 設 の 必 要 性	着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 年 月 日 年 月 日	着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 年 月 日 年 月 日
1 施設名 (1)工 事 期 間 (2)設 置 場 所 (3)契約（予定）年日 (4)工事許可年月日 (5)施 設 の 内 容 (6)施 設 の 必 要 性	着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 年 月 日 年 月 日	着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 年 月 日 年 月 日

計画変更に伴う収支予算書

収入の部

収入科目	当初計画 予算額（旧）	計画変更	
		予算額（新）	積算の基礎
自己資金	円	円	
会費	（ ）	（ ）	
臨時会費	（ ）	（ ）	
負担金	（ ）	（ ）	
積立金	（ ）	（ ）	
その他	（ ）	（ ）	
補助金			
県費補助金	（ ）	（ ）	
市費補助金	（ ）	（ ）	
その他補助金	（ ）	（ ）	
借入金			
寄付金			
その他の収入金			
広告料収入	（ ）	（ ）	
事業収入	（ ）	（ ）	
雑収入	（ ）	（ ）	
計			

支出の部

支出科目	当初計画	計画変更	
	予算額(旧)	予算額(新)	積算の基礎
	円	円	
計			

第31号様式（第13条関係）

補助事業実績書

（共同施設事業、空き店舗活用事業）

区分	説明
1 施設名	
(1) 契約年月日	年 月 日
(2) 着工年月日	年 月 日
(3) 完成年月日	年 月 日
(4) 設置場所	
(5) 工事等許可年月日	
(6) 施設の内容	

補助事業実績報告書

(空き店舗活用事業)

事業名	
(1) 賃借契約年月日	____年 ____月 ____日
(2) 賃借場所	
(3) 賃借面積	
(4) 賃借契約の相手方	
(5) 賃借期間	____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで
(6) 使用用途	
(7) 事業実施後の効果	

補助事業実績書

（共同事業）

区 分	説 明
1 事業名 (1) 実施年月日 (2) 実施場所 (3) 実施の具体的内容 (4) その他	<hr/>
2 事業名 (1) 実施年月日 (2) 実施場所 (3) 実施の具体的内容 (4) その他	<hr/>

第34号様式（第13条関係）

収 支 精 算 書

収 入 の 部

収 入 科 目	予 算 額	精 算 額	説 明 及 び 精 算 の 基 礎
自 己 資 金	円	円	
会 費	()	()	
臨 時 会 費	()	()	
負 担 金	()	()	
積 立 金	()	()	
そ の 他	()	()	
補 助 金			
県 費 補 助 金	()	()	
市 費 補 助 金	()	()	
そ の 他 補 助 金	()	()	
借 入 金			
寄 付 金			
その他の収入金			
広 告 料 収 入	()	()	
事 業 収 入	()	()	
雑 収 入	()	()	
計			

支出の部

支出科目	予算額	補助対象額	精算額	説明及び精算の基礎
	円	円	円	
計				

(記載上の注意)

- 1 収支精算書は、共同施設の場合と共同事業の場合と別々に作成すること。
- 2 特に精算の基礎は科目ごとに具体的に記入すること。

第35号様式(第13条関係)

補助金交付一覧表

(1) 街路灯

種類	ワット数	年間支払電灯料	基数	備考
	W	円	基	
	W	円	基	
	W	円	基	
	W	円	基	
合計		円	基	

(2) アーチ

	年間支払電灯料	基数	備考
	円	基	
	円	基	
合計	円	基	

(3) アーケード

	年間支払電灯料	面積	備考
	円	() m ²	
	円	() m ²	
合計	円	() m ²	

(記載上の注意)

- 1 年間支払電灯料は本年度の実績を記入のこと。
- 2 算定額はそれぞれの算定基準額を乗じて得た額とする。
- 3 街路灯は区分されたワット容量ごとにまとめてその小計を記入のこと。
- 4 アーケードの面積の欄の上段に設置面積を記入し、下段()内に10 m²未満切り捨ての面積(算定基準面積)を記入のこと。

第36号様式（第13条関係）

補助金交付一覧表

地 区	地区内の中小商業 サービス業者の数	組 合 員 数	年 間 支 払 借 地 料 (賃借料)	左 の %	補 助 金 交 付 決 定 額	備 考
	名	名	円	円	円	

(記載上の注意)

「備考」には借地（賃借）契約、締結日、借地料（賃借料）の算定基準等参考事項を記入すること。

共同駐車場設置事業実績一覧表

設置場所	工事期間	借地（賃借） 年 月 日	借地（賃借） 面積	収容台数	構造及び 附属設備	借地（賃借） 契約の相手方	借地（賃借） 期間	備 考
			m ²	台				

（記載上の注意）

- 1 「設置場所」については、附近の見取図及び駐車場の図面を添付のこと。
- 2 「借地（賃借）契約の相手方」が複数あるときはすべて記入すること。
- 3 「備考」には契約更新の有無等、参考事項を記入のこと。